

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

## 徳島県条例第六十五号

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

（会計年度任用警察職員の給与からの控除）

**第二十五条** 会計年度任用警察職員の給与からの控除については、給与条例第二十六条の規定の例による。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（令和六年改正条例の規定の準用）

6 第三条第一項の規定による給料表については、徳島県地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第六十四号。以下この項及び次項において「令和六年改正条例」という。）附則第二項の規定（令和六年改正条例第一条の規定（給与条例別表第一から別表第三までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例（次項において「新給与条例」という。）の規定に係る部分に限る。）を準用する。

7 第三条第一項の規定による新給与条例第四条第一項第二号に掲げる行政職給料表を適用する場合には、令和六年改正条例附則第三項の規定（令和六年改正条例第一条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与に係る部分に限る。）を準用する。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の次に一条を加える改正規定は、令和七年四月一日から施行する。